

国官会第15391号
国官技第245号
国営管第403号
国営計第124号
国港総第495号
国港技第77号
国空予管第984号
国空空技第361号
国空交企第214号
国北予第37号
令和4年12月9日

別記の通り

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 について」の一部改正について

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置については、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月17日付け財計第4803号）に基づき、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和3年12月24日付け国官会第16409号、国官技第243号、国営管第528号、国営計第150号、国港総第526号、国港技第65号、国空予管第677号、国空空技第381号、国空交企第210号、国北予第47号）により実施してきたところである。

その後、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る賃上げ実績の確認の運用等について」（令和4年2月8日付け財計第452

号)により、税理士又は公認会計士等の第三者による確認書類の提出等の方法が示されたこと等を踏まえ、今般、加点措置を受けた契約相手方から賃上げ実績の確認書類の提出を受けるにあたり、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」を下記のとおり改正することとしたので、貴局においても適切に運用するとともに、遺漏無きよう措置されたい。

記

(総合評価評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置についての一部改正)

「総合評価評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月24日付け国官会第16409号、国官技第243号、国営管第528号、国営計第150号、国港総第526号、国港技第65号、国空予管第677号、国空空技第381号、国空交企第210号、国北予第47号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
2 評価項目 以下のいずれかを入札者が選択可能な評価項目とすること。 (1) 契約を行う予定の<u>年度</u>の4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を別紙2に示す率以上増加させる旨を従業員に表明していること。 (2) 契約を行う予定の年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を別紙2に示す率以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※中小企業等においては、「給与総額」とする。 中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条<u>第5項</u>に該当するものは除く。	2 評価項目 以下のいずれかを入札者が選択可能な評価項目とすること。 (1) 契約を行う予定の<u>年</u>の4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を別紙2に示す率以上増加させる旨を従業員に表明していること。 (2) 契約を行う予定の年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を別紙2に示す率以上増加させる旨を従業員に表明していること。 ※中小企業等においては、「給与総額」とする。 中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条<u>第6項</u>に該当するものは除く。

4 賃上げ実績の確認

※3 本取組により加点を受けた落札者が事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」等を、暦年により賃上げを表明した場合には、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」等を原則としてそれぞれ賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に提出させるものとする。

別紙1の1

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に契約担当官等に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

2. 暦年により賃上げを表明した場合には、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に契約担当官等に提出してください。

別紙1の2

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に契約担当官等に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成

4 賃上げ実績の確認

※3 本取組により加点を受けた落札者が事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに、暦年により賃上げを表明した場合には、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに提出させるものとする。

別紙1の1

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに契約担当官等に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

2. 暦年により賃上げを表明した場合には、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに契約担当官等に提出してください。

別紙1の2

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、当該事業年度の「法人事業概況説明書」を当該事業年度終了月の翌々月末までに契約担当官等に提出してください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成

する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に契約担当官等に提出してください。

別紙2

(1) 物品、役務、工事

(略)	評価基準	(略)
(略)	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	(略)
	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	

する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。

2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、当該年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を翌年の1月末までに契約担当官等に提出してください。

別紙2

(1) 物品、役務、工事

(略)	評価基準	(略)
(略)	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	(略)
	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	

(2) 建設コンサルタント業務等

(略)	評価基準	(略)
(略)	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	(略)
	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	

別紙7の1

※2 中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。大企業はそれ以外の者のことをいう。

(略)

事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料等を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に契約担当官等に提出すること。

(略)

暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料等を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に契約担当官等に提出すること。

(別紙7の2)

※1 (略)

(2) 建設コンサルタント業務等

(略)	評価基準	(略)
(略)	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	(略)
	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】	

別紙7の1

※2 中小企業等とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。大企業はそれ以外の者のことをいう。

(略)

事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を決算日（別紙1の1に記載の事業年度の末日）の翌日から起算して2か月以内に契約担当官等に提出すること。

(略)

暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を翌年の1月末までに契約担当官等に提出すること。

(別紙7の2)

※1 (略)

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

(略)

事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料等を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に契約担当官等に提出すること。

(略)

暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料等を原則として賃上げ実施期間終了月の月末から3か月以内に契約担当官等に提出すること。

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

(略)

事業年度単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を決算日（別紙1の1に記載の事業年度の末日）の翌日から起算して2か月以内に契約担当官等に提出すること。

(略)

暦年単位での賃上げを表明した落札者は、上記の資料を翌年の1月末までに契約担当官等に提出すること。